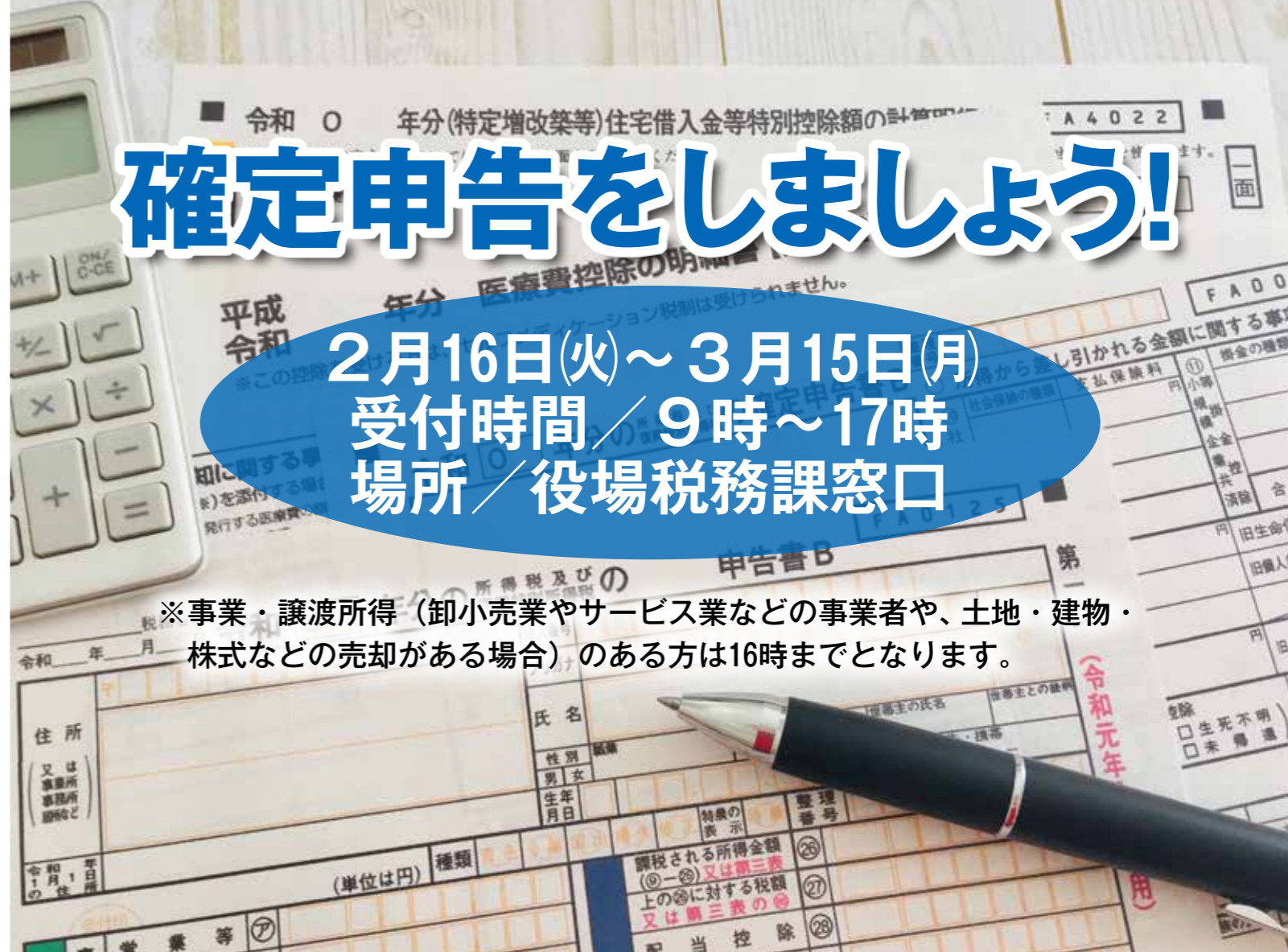


# 確定申告をしましょう!

2月16日(火)～3月15日(月)  
受付時間 / 9時～17時  
場所 / 役場税務課窓口

※事業・譲渡所得（卸小売業やサービス業などの事業者や、土地・建物・株式などの売却がある場合）のある方は16時までとなります。



## 窓口に来られる方へ お願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組「マスクの着用・受付時の検温および消毒の実施」にご協力をお願いいたします。  
例年よりも座席数を少なく設けますので、待ち時間が長くなってしまふことや場合によっては人数制限をすることが想定されますので、ご了承ください。

## 確定申告は 自宅でできます!

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」では、申告書などをパソコンやスマートフォンで作成し、印刷して郵送による提出やe-Taxを利用して送信することができます! 自宅で申告書を作成するこ

とができるため、役場に出向く必要もありませんし、待ち時間もありません!

また、確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。  
新型コロナウイルス感染症拡大の予防策にもなり、「3密」を防ぐため、パソコンやスマートフォンをお持ちの方は、ぜひ自宅で確定申告をお願いいたします!

## 税務署で申告を検討 されている方へ

税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、確定申告会場への入場の際「入場整理券」が必要となります。整理券は会場当日配布しますが、国税庁LINE公式アカウントからも事前発行しています。

## 申告書作成から 提出までの流れ

- ①ホームページへアクセス!  
<https://www.keisan.nta.go.jp>
- ②申告書を作成!  
画面の案内に従って金額などを入力して作成!
- ③申告書を提出!  
(1)印刷して郵送などにより税務署へ提出。  
(2)e-TAXにより送信。  
※事前準備が必要です。詳しくはe-Tax ホームページをご覧ください。(https://www.e-tax.nta.go.jp)

問い合わせ先 / 釧路税務署 ☎0154⑤100

問い合わせ先 / 役場税務課課税係 ☎482-2914 (課直通)

## 建築技術職員・ 土木技術職員を募集します

町では、4月1日採用予定の建築技術職員と土木技術職員を募集します。

- ▶採用予定数 / 建築技術職員 2人・土木技術職員 1人
- ▶応募資格 / 1. 高等学校卒業程度以上の学歴を有する人  
2. 普通自動車運転免許を有するか取得見込みの人  
3. 建設業や建設コンサルタントなどの民間企業などにおいて、CADによる設計図面の作成や工事費の積算、施行管理に関する実務経験を有する人  
上記のほか、募集区分に応じて次の条件を満たす人。
  - 建築技術職員については、昭和45年4月2日以降に生まれた人で、1級もしくは2級建築士の資格を有する人。
  - 土木技術職員については、平成2年4月2日以降に生まれた人で、1級もしくは2級土木施工管理技士の資格を有する人。
- ▶応募方法 / 次の書類を役場総務課職員係に提出してください。
  1. 履歴書 1通 (3カ月以内に撮影した写真(上半身・無帽)を貼付した自筆のもの)
  2. 免許証や資格者証などの写し 1通
- ▶受付期間 / 随時受付します。ただし、採用者の内定をもって終了します。  
持参する場合は、月曜から金曜日、8時45分から17時30分まで受け付けます(土曜日・日曜日・祝祭日を除く)。

問い合わせ先 / 役場総務課職員係 ☎482-2912 (課直通)

## どうして確定申告が 必要なの?

確定申告とは、前年の1年間に生じた全ての収入から経費を引いた所得の金額と、それに応じた所得税の額を計算し、その年に納めなければいけない所得税の過不足を精算する手続きです。勤務先で年末調整をされて既に所得税を精算している方など、一部の方を除いた皆さんは必ず確定申告をしなければなりません。

## 確定申告に必要な 主な書類は?

- 収入の確認できる書類(源泉徴収票や収支内訳書など)
  - 所得控除に係る証明書など(生命保険や地震保険などの控除証明書など)
  - 印鑑
  - 本人名義の銀行など口座のわかるもの(通帳など)
  - マイナンバーのわかるもの
- ※申告の内容により、必要書類などが異なりますので、詳細についてはお問合せください。

## 医療費控除の対象は?

医療費控除の対象額は、所得の5%か10万円のどちらか少ない方を超えた部分となります。

領収書は、個人ごとかつ病院・薬局ごとに仕分け、小計および合計を計算してお越しくください。  
また、医療保険者が発行するもので必要事項(被保険者などの氏名、療養を受けた年月、療養を受けた者、療養を受けた医療機関などの名称、被保険者などが支払った医療費の額、保険者などの名称)の記載がある「医療費通知」を添付することで領収書の仕分けや計算を省略することができます。(「医療費通知」に記載のない部分は、領収書の仕分けや計算が必要です。)

## 川湯地区の方、土日しか 都合のつかない方へ

例年どおり、川湯消防会館でも2月20日(土)、21日(日)9時30分～正午、13時～16時(21日は正午まで)に受付しますので、川湯地区の方や土日曜日しか都合がつかない方は、こちらをご利用ください。  
※21日(日)は午前のみとなりますので、ご注意ください。